

## 南丹市有償運送運営協議会の南丹市地域公共交通会議への一元化について

南丹市における一般交通政策（市営バス、デマンドバス等）を審議する「南丹市地域公共交通会議」と福祉政策としての交通弱者への交通政策（福祉有償運送等）を審議する「南丹市有償運送運営協議会」について、これまで、それぞれの審議会で運営方法等について協議をしていたものをより実効性のある市の交通対策の実現のため、「南丹市有償運送運営協議会」を「南丹市地域公共交通会議」へ一元化する。

今後の福祉有償運送等に関する事項については、「南丹市地域公共交通会議」の中において議論をすることになる。

### 【参 考】

「有償運送運営協議会」の委員構成

(1) 市
(2) 一般旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）
(3) 住民又は利用者
(4) 近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
(5) 有償運送を行っているNPO法人等
(6) 学識経験者

「南丹市地域公共交通会議」の委員構成

(1) 市長又はその指名する者
(2) 一般旅客自動車運送事業者
(3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
(4) 住民又は利用者
(5) 近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
(6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体等
(7) 京都府南丹土木事務所
(8) 京都府南丹警察署
(9) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者